流通科学大学公的研究費の不正防止対策に関する基本方針

平成 27 年 11 月 1 日
最高管理責任者決定
（令和 6 年 10 月 1 日修正）

流通科学大学公的研究費の運営・管理に関する規則 第 3 条第 2 項に係る不正防止対策に関する基本方針については、以下のとおりとする。

1. 責任体系の明確化

(1) 大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を学長とする。
(2) 公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する実質的責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を大学事務局長とする。
(3) 各学部における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を学部長とし、それを補佐し実効的な管理監督を行う者（コンプライアンス推進副責任者）を学科主任とする。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) 公的研究費の使用ルール等を明確にし、学内説明会を定期的に実施し、周知・徹底を図る。
(2) 公的研究費の運営・管理に関わる構成員の職務権限と責任を明確にする。
(3) 不正防止に関する教育（コンプライアンス教育）を推進する。
(4) 公的研究費の不正使用に係る通報窓口を総務人事室に置くとともに、通報、調査、措置等に関する取扱いについて明確にする。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正防止計画の推進を担当する部署を財務経理室とする。
(2) 大学全体の状況を把握し、不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定し、構成員に周知するとともに具体的な対策を実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

(1) 財務経理室は、予算の執行状況を把握し、その適正な執行に努めるとともに、必要に応じて改善策を講じる。
(2) 財務経理室は、不正防止計画を踏まえ、必要に応じて公的研究費の支出内容について当該研究者に確認を行う。研究者は、その内容について疎明する義務を負う。
(3) 取引業者から必要に応じて誓約書等の提出を求めることとし、不正使用に関与した取引業者に対しては、取引停止等の処分を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

(1) 公的研究費の事務処理手続き及び不正防止計画に関する大学内外からの相談窓口を財務経理室及び総務人事室とする。
(2) 不正防止対策に関する取り組みをホームページに掲載し、積極的に情報発信を行う。

6. モニタリング の在り方

(1) 公的研究費の管理及び執行について、コンプライアンス推進責任者及び財務経理室による口頭での質問、現物確認等を実施するほか、監査室が実施する内部監査を受ける。
(2) 不正使用が発見された時は、研究費不正使用調査委員会による調査を実施するとともに、再発防止策等の必要な措置をとる。